

農耕作業用自動車等機能確認実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が農耕作業用自動車等機能確認要領（平成8年2月27日付け8農産第9055号農林水産省農産園芸局長通知）に基づき、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）の依頼により実施する農耕作業用自動車等（同要領第1に規定する農耕作業用自動車等をいう。）の機能確認（以下「機能確認」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(機能確認を実施する組織及び権限の委任)

第2条 農研機構が行う機能確認は、農業機械研究部門（以下「農機研」という。）において行うものとする。

2 理事長は、機能確認の実施に関する権限を、農業機械研究部門所長（以下「所長」という。）に委任する。

(機能確認の申請手続)

第3条 機能確認に係る申請手続は、次に掲げるところによる。

- 一 機能確認を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、所長が定める依頼書に、局長に申請した機能確認願の写しを添えて、所長に提出して、機能確認の実施の申請を行うものとする。
- 二 所長は、前号の依頼書が提出され、局長から農研機構に対して当該機能確認の実施の依頼があった後、所長が定める通知書により、その実施について申請者に通知するものとする。

(機能確認の実施場所等)

第4条 機能確認を実施する場所、時期及び担当者は、次に掲げるところによる。

- 一 機能確認を実施する場所は、農機研の構内又は農機研外（申請者の事業所その他所長が認める場所をいう。）とする。
- 二 機能確認の実施の時期は、局長から農研機構に対して機能確認の実施の依頼があった後、申請者と協議の上決定する。
- 三 機能確認の実施を担当する者は、農機研の職員とする。

(機能確認の実施に係る経費)

第5条 機能確認の実施に係る経費は、別表の農耕作業用自動車等機能確認の手数料表のとおりとし、申請者は、これを本部管理本部さいたま管理部長が発行する請求書により、納付期限までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付された機能確認の実施に係る経費は、原則として、これを返還しない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、機能確認に関し必要な事項は、理事（研究推進Ⅱ担当）の了解を得て、所長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前において、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成14年法律第129号）附則第4条第1項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構が行った機能確認に関する行為は、この規程の相当規程によりしたものとみなす。

附 則（平成18.4.1 規程第71-1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第71-2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 28-11規程第71-3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30.4.1 30-15規程第71-4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31.4.1 31-4規程第71-5号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元.12.9 31-18規程第71-6号）

この規程は、令和元年12月9日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-9規程第71-7号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

農耕作業用自動車等機能確認の手数料表

実施区分	類別	1型式当たり手数料（円）
農機研内実施	第1類別機	168,300
	第2類別機以降	115,500
農機研外実施	第1類別機	151,800
	第2類別機以降	115,500
立会検査	第1類別機	47,300
	第2類別機以降	38,500
<p>①手数料の金額は、消費税相当額を含む金額である。</p> <p>②出張を要する場合は、出張に要する経費として、農研機構が定める旅費規程（18規程第92号）により算定した額の直接経費及び当該直接経費に30%を乗じて得た額（その額が10,000円に満たない場合は10,000円とする。）の間接経費を別途加算する。</p> <p>③本検査事務を、農機研が実施する安全性検査又は一般性能試験と併せて実施する場合は、当該安全性検査又は一般性能試験の手数料と重複する経費を減額することができる。</p>		